

## 2020年度 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,198,652	保険契約準備金	27,586,099
現 金	10	支 払 備 金	105,903
預 貯 金	1,198,642	責 任 準 備 金	27,262,040
コーロロン	192,142	社 員 配 当 準 備 金	218,156
買入金銭債権	565,143	再 保 險 借	196
有 価 証 券	30,463,881	社 債	449,924
国 債	10,774,290	そ の 他 負 債	4,330,415
地 方 債	238,126	売 現 先 勘 定	2,870,573
社 債	3,715,977	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	501,353
株 式	2,623,466	借 入 金	120,000
外 国 証 券	12,643,660	未 払 法 人 税 等	16,204
そ の 他 の 証 券	468,359	未 払 金	34,738
貸 付 金	1,945,518	未 払 費 用	39,907
保 險 約 款 貸 付	258,549	前 受 収 益	851
一 般 貸 付	1,686,968	預 り 金	70,349
有形固定資産	566,262	預 り 保 証 金	28,596
土 地	359,957	金 融 派 生 商 品	626,965
建 物	173,740	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	4,389
リ ー ス 資 産	4,387	リ ー ス 債 務	4,563
建 設 仮 勘 定	23,711	資 産 除 去 債 務	1,768
その他の有形固定資産	4,465	仮 受 金	7,079
無形固定資産	38,193	そ の 他 の 負 債	3,074
ソ フ ト ウ ェ ア	32,682	価 格 変 動 準 備 金	883,647
その他の無形固定資産	5,511	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	12,894
再 保 險 貸	181	負 債 の 部 合 計	33,263,179
そ の 他 資 産	347,619	(純資産の部)	
未 収 金	33,143	基 金 償 却 積 立 金	639,000
前 払 費 用	5,353	再 評 価 積 立 金	2
未 収 収 益	142,574	剰 余 金	227,648
預 託 金	4,315	損 失 填 補 準 備 金	6,004
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	13,407	そ の 他 剰 余 金	221,643
金 融 派 生 商 品	108,906	価 格 変 動 積 立 金	165,000
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	25,786	社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 基 金	1,338
仮 払 金	6,779	別 途 積 立 金	223
そ の 他 の 資 産	7,353	当 期 未 処 分 剰 余 金	55,081
前 払 年 金 費 用	15,726	基 金 等 合 計	866,650
繰 延 税 金 資 産	68,356	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,332,915
貸 倒 引 当 金	△890	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,561
		土 地 再 評 価 差 額 金	△59,397
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,270,957
		純 資 産 の 部 合 計	2,137,607
資 産 の 部 合 計	35,400,786	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	35,400,786

- (注) 1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、260百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8年
過去勤務費用の処理年数	3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

- (2) 確定給付制度

- ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	270,390百万円
勤務費用	11,495百万円
利息費用	3,982百万円
数理計算上の差異の当期発生額	33,123百万円
退職給付の支払額	△23,049百万円
期末における退職給付債務	<u>295,943百万円</u>

- ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	266,550百万円
期待運用収益	2,033百万円
数理計算上の差異の当期発生額	47,337百万円
事業主からの拠出額	6,648百万円
退職給付の支払額	△10,763百万円
期末における年金資産	<u>311,806百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	295,943百万円
年金資産	△311,806百万円
	<u>△15,862百万円</u>
未認識数理計算上の差異	△355百万円
未認識過去勤務費用	491百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△15,726百万円</u>
前払年金費用	△15,726百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△15,726百万円</u>

④退職給付に関連する損益	
勤務費用	11,495百万円
利息費用	3,982百万円
期待運用収益	△2,033百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△4,759百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△3,724百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>4,960百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳  
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	42%
生命保険一般勘定	35%
投資信託	6%
債券	6%
その他	11%
合計	<u>100%</u>

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が48%含まれています。

⑥長期期待運用収益率の設定方法  
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項  
期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度  
当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,147百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。  
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 連結納税制度を適用している当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日企業会計基準委員会 実務対応報告第39号）により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
13. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。  
責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
  - (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
  - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。  
収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。  
また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。  
保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。  
追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。
14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 当期末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。
- ・「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第30号)
  - ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号)
  - ・「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)
  - ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日 企業会計基準適用指針第19号)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品  
また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2021年度の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された年度における影響は評価中です。

16. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金	1,198,652	1,198,652	—
うち、その他有価証券	491,530	491,530	—
コールローン	192,142	192,142	—
買入金銭債権	565,143	567,468	2,324
うち、その他有価証券	439,749	439,749	—
有価証券※1	29,694,760	31,547,963	1,853,202
売買目的有価証券	707,708	707,708	—
満期保有目的の債券	1,590,707	1,852,103	261,395
責任準備金対応債券	12,470,906	14,068,089	1,597,183
子会社株式及び関連会社株式	52,238	46,861	△5,376
その他有価証券	14,873,199	14,873,199	—
貸付金	1,945,518		
貸倒引当金※2	△649		
	1,944,868	1,958,383	13,514
社債	449,924	458,557	8,632
売現先勘定	2,870,573	2,870,573	—
債券貸借取引受入担保金	501,353	501,353	—
借入金	120,000	120,167	167
デリバティブ取引※3	(518,059)	(518,059)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(140,102)	(140,102)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(377,956)	(377,956)	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は769,120百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、( )で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資 産

## ①現金及び預貯金、コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

## ②買入金銭債権

3月末日の市場価格等によっております。

## ③有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

## ④貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

## 負債

### ①社債

3月末日の市場価格等によっております。

### ②売現先勘定、債券貸借取引受入担保金

時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

### ③借入金

借入金を裏付として発行される社債の3月末日の市場価格等によっております。

## デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

### ①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	284,558	305,365	20,807
	外国証券(公社債)	1,305,600	1,546,196	240,596
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	549	541	△8
	外国証券(公社債)	—	—	—
合 計		1,590,707	1,852,103	261,395

### ②責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,346,526	11,949,729	1,603,203
	外国証券(公社債)	613,425	664,746	51,321
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,269,774	1,229,897	△39,877
	外国証券(公社債)	241,179	223,715	△17,464
合 計		12,470,906	14,068,089	1,597,183

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	131,002	137,430	6,427
	公社債	1,648,506	1,735,325	86,818
	株式	951,390	2,203,981	1,252,591
	外国証券	7,580,013	8,181,944	601,930
	公社債	6,733,057	7,242,449	509,392
	株式等	846,956	939,495	92,538
	その他の証券	329,067	367,843	38,775
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	譲渡性預金	491,600	491,530	△69
	買入金銭債権	302,887	302,319	△567
	公社債	828,731	794,415	△34,315
	株式	164,279	134,282	△29,996
	外国証券	1,516,097	1,436,141	△79,956
	公社債	1,188,957	1,113,738	△75,219
	株式等	327,140	322,403	△4,737
	その他の証券	20,000	19,265	△735
合 計		13,963,576	15,804,479	1,840,903

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	1,198,712	—	—	—
コールローン	192,142	—	—	—
買入金銭債権	280,549	208	288	278,221
有価証券	336,202	2,810,959	7,952,005	12,742,022
満期保有目的の債券	2,717	592,331	214,400	780,229
責任準備金対応債券	160,260	690,872	3,949,273	7,573,284
その他有価証券	173,224	1,527,755	3,788,332	4,388,508
貸付金※	162,860	478,612	501,410	533,973
社債	—	—	—	449,924
売現先勘定	2,870,573	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	501,353	—	—	—
借入金	—	—	—	120,000

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

17. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は396,511百万円、時価は515,877百万円です。

なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。

また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,384百万円を計上しております。

18. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、4,366,031百万円です。
19. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は824百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
20. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,031百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。  
 貸付金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は、831百万円です。  
 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、247百万円です。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。  
 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。  
 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、1,200百万円です。  
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は、427,522百万円です。
22. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、828,123百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 子会社等に対する金銭債権の総額は、84,223百万円、金銭債務の総額は、14,792百万円です。
24. 繰延税金資産の総額は、623,773百万円、繰延税金負債の総額は、533,234百万円です。  
 繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、22,182百万円です。  
 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 270,860百万円、価格変動準備金247,067百万円及び退職給付引当金 28,100百万円です。  
 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 517,328百万円です。  
 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は4.6%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △26.3%です。
25. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |             |            |
|-------------|------------|
| 当期首現在高      | 221,485百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 47,451百万円  |
| 当期社員配当金支払額  | 50,810百万円  |
| 利息による増加等    | 29百万円      |
| 当期末現在高      | 218,156百万円 |

26. 子会社等の株式等の総額は、749,854百万円です。
27. 担保に提供している資産の額は、有価証券3,360,448百万円です。
28. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、36百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、1,056百万円です。
29. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、1,330,356百万円です。
30. 2021年4月15日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債100,586百万円を発行しております。
31. 2021年6月29日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債70,000百万円の期限前償還を行う予定です。
32. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、7,278百万円です。
33. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
34. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。
35. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、35,900百万円です。  
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。



- (注) 1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。  
 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 子会社等との取引による収益の総額は、5,159百万円、費用の総額は、19,422百万円です。
4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 46,798百万円、株式等 15,991百万円、外国証券 16,603百万円です。  
 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 4,197百万円、株式等 2,100百万円、外国証券 10,789百万円です。  
 有価証券評価損の内訳は、株式等 1,875百万円、外国証券 149百万円です。
5. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は、27百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は、243百万円です。
6. 金融派生商品費用には、評価損が 96,461百万円含まれております。
7. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。  
 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

#### 資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

#### 減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	1,082百万円
	計	1,082百万円

#### 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。